

本人との関係（ ）
(提出用)

重 要 事 項 説 明 書
(訪問リハビリテーション・
介護予防訪問リハビリテーション)

公立森町病院
訪問リハビリテーション

重要事項説明書 (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

あなたに対する訪問リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	公立森町病院
主たる事業所の所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
電話番号	0538-85-2181
代表者職	院長
代表者名	中村昌樹

介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている事業所名称 (指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき静岡県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
公立森町病院 (静岡県 2216310082 号)	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	公立森町病院 訪問リハビリテーション
指定番号	静岡県 2216310082 号
所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
電話番号	0538-85-2181 直通 090-7205-3521 (受付時間：平日のみ 8:15～17:00)

3. 訪問リハビリテーションの運営方針

<p>公立森町病院訪問リハビリテーションは利用者の生活の質の確保を図るため、家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すことを目的として、地域との結び付きを重視し、他の保健、医療又は福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>

4. 事業所の職員体制

種 別	員 数	勤 務 態 勢
理学療法士（専従）	1名以上	常 勤
作業療法士（専従）	1名以上	常 勤
言語聴覚士（専任）	1名以上	常 勤

5. 営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 午前9時から午後17時まで
非 営 業 日	土、日曜日・国民の休日・12月29日から1月3日まで

6. 利用料金

・基本料金

項目 \ サービス時間	20分以上	40分以上
訪問リハビリテーション費	3,132円（308単位）	6,264円（616単位）
介護予防 訪問リハビリテーション費	3,030円（298単位）	6,061円（596単位）
介護予防訪問リハビリ 12月越えの利用者に対する減算 *定期的なりハビリ会議の開催と計画書の内容を厚生労働省に提出している場合は免除	-305円（-30単位）	-610円（-60単位）

・加算

項目 \ サービス時間	20分以上	40分以上
サービス提供体制強化加算 I	61円（6単位）	122円（12単位）

項目	単位	条件
短期集中リハビリテーション実施加算	2,034 円 (200 単位)/日	退院または介護認定後 3 ヶ月以内 2 回/週・20 分以上/日利用
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)	4,912 円 (483 単位)/月	要介護の方のみ対象 定期的にリハビリテーション会議を実施 医師より利用者に説明、同意を得る LIFE を用いてフィードバック情報を活用
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,440 円 (240 単位)/日	認知症であると医師が判断 3 ヶ月以内、集中的なリハビリ実施
退院時共同指導加算 (退院後初回のみ)	6,102 円 (600 単位)	退院時に訪問リハスタッフが面談参加

- ・基本料金は、所定の単位に 10.17 円を乗じた額です。
- ・当事業所のサービス（介護保険適用）をお受けになるとき、あなたが負担する利用料金は、介護保険負担割合によります。（基本料金の 1 割又は 2 割又は 3 割）
- ・ご負担額の 1 円未満は切り捨てとなります。月額では、端数処理を行いますので金額が多少異なります。
- ・森町外の方は別途交通費として、一回につき一律 500 円の実費がかかります。

7. 担当職員

あなたにサービスを提供する当事業所の職員は です。

8. 緊急時の対応方法

訪問リハビリテーションの提供中に、あなたの容体に重要な変化があったときは、速やかにあなたの主治医に連絡します。

主治医氏名	
連絡先	

9. 苦情処理

あなたは、当事業者の訪問リハビリテーションの提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。そのことにより、あなたは、何らかの差別的な待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口

公立森町病院 通所リハビリテーション リハビリテーション室長 廣野 文隆	0538-85-2181
森町役場福祉課介護保険係	0538-86-6341
静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課	054-253-5580

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1)虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に参加し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施しています（1回/年以上）
- (4)上記措置を適切に実施するための担当者を置いています。
- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報します。

14. 業務継続計画の策定

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を行います。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 身体拘束等の適正化

訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため、やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には態様や時間、利用者様の心身の状況、並びにやむを得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

訪問リハビリテーションの提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。		
事業者	所在地	静岡県周智郡森町草ヶ谷 391-1
	名称	公立森町病院訪問リハビリテーション
	説明者	

この説明書により、訪問リハビリテーションに関する重要事項の説明を受けました。		
利用者	住所	
	氏名	
家族	住所	
	氏名	